（常務執行役の選任等）
第37条　会長は、理事会の同意を得て、協会員の役員及び従業員以外の者から常務執行役４人以内を選任することができる。
2　常務執行役は、会長、副会長、専務理事及び一の執行責任者（自主規制会議に委任された業務の執行責任者及び貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者のいずれかをいう。この項において同じ。）を補佐し、一の執行責任者が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。
3　会長は、理事会の同意を得て、第１項の常務執行役の中から、第５節で定める相談・紛争解決委員会又は第６節で定める試験委員会により決議された事項を執行する者として各１人を選任することができる。
（監事の職務）
第38条　監事は、本協会の業務及び会計を監査する。
2　監事は、本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告する。
3　監事は、理事会、自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会に出席して意見を述べることができる。
（役員等の任期）
第39条　役員の任期は、その就任後第２回目の定時総会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠又は増員のため選任された役員等（役員及び常務執行役をいう。以下同じ。）の任期は、前項及び第４項の規定にかかわらず、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
3　役員等は、その任期が満了した後においても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行うものとする。
4　常務執行役の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
（役員の解任）
第40条　本協会は、正当な事由がある場合には、総会において全代議員の議決権の３分の２以上の多数決をもって役員を解任することができる。
2　役員が次の各号の一に該当した場合には、前項に定める総会決議を経ずして解任されるものとする。
⑴　貸金業法第６条第１項第１号から第７号までのいずれかに該当することとなったとき。
⑵　貸金業法第40条の規定により内閣総理大臣から解任を命ぜられたとき。
（欠員の場合の措置）
第41条　理事又は監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の理事又は監事を選任するものとする。ただし、その欠員が１人であるときは、この限りでない。
（役員等の報酬）
第42条　会員理事及び会員監事は、無報酬とする。
2　公益理事、常任理事、常任監事及び常務執行役の報酬については、理事会の決議によりその総額を定める。

第３節　理事会

（理事会の構成）
第43条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（理事会の権限）
第44条　理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び常務執行役の業務の執行を監督する。
2　前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、自主規制会議の意見を聞いて、理事会が自ら行うことを妨げない。
⑴　第５条第１項第１号から第３号に掲げる業務並びに第14号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項
⑵　第８条に規定する業務規程及び定款施行規則その他の規則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
⑶　第21条に規定する処分に関する事項
⑷　第69条本文に規定する業務規程その他の規則（第１号に掲げる業務に係るものに限る。）並びに理事会の決議事項（第１号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項
3　第１項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を相談・紛争解決委員会に、これらを執行する権限を常務執行役にそれぞれ委任する。ただし、理事会、相談・紛争解決委員会その他の協会の機関及び理事、常務執行役その他の役職員は、個別の紛争解決手続の実施に関し、紛争解決委員（貸金業法第41条の50第２項により選任された者をいう。以下同じ。）に対して命令、指揮、又は指示を行う権限を有しない。
⑴　手続実施基本契約の締結に関する事項
⑵　苦情処理手続その他これに関連する事項の実施に関する事項
⑶　紛争解決委員による紛争解決手続の実施に必要となる事項
⑷　相談対応その他これに関連する事項の実施に関する事項
4　第１項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を貸金戦略会議に、これらを執行する権限を貸金戦略会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、貸金戦略会議の意見を聞いて、理事会が自ら行うことを妨げない。
⑴　第５条第１項第７号及び第９号から第11号に掲げる業務並びに第14号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項
⑵　第８条に規定する業務規程及び定款施行規則その他の規則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
⑶　第69条本文に規定する業務規程その他の規則（第１号に掲げる業務に係るものに限る。）並びに理事会の決議事項（第１号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項
5　第１項の規定にかかわらず、理事会は、第５条第１項第12号に掲げる業務のうち次の各号に掲げる事項を決議する権限を試験委員会に、これらを執行する権限を常務執行役に、それぞれ委任する。
⑴　試験科目及び出題範囲に関する事項
⑵　試験問題に関する事項
⑶　合格者の決定に関する事項
⑷　その他試験事務に関する重要な事項
6　前項の規定にかかわらず、理事会は、常務執行役への委任に代えて、会長に委任することができる。ただし、この場合には、試験の公平性及び透明性を確保する観点から、会長は、次に掲げる各事項については関与できないこととする。
⑴　試験問題の決定
⑵　試験の合否判定及び合格者の決定
7　理事会は、第２項から前項の規定により委任した事項について、いつでも委任された理事又は常務執行役から報告を求めることができる。
（理事会の招集）
第45条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
2　定例理事会は、会長が理事会の同意を得てあらかじめ定めた日時に開催する。ただし、会長は、その日時を変更し又は理事会の開催を中止することができる。
3　臨時理事会は、随時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の３分の１以上から理事会の目的たる事項を記載した書面により理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。
（定足数）
第46条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。
（議決の方法）
第47条　理事会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、業務規程の改正は、出席した理事の議決権の３分の２以上の多数決による。
2　前項の場合において、業務規程の改正は内閣総理大臣の認可を得たのちでなければその効力を生じない。
3　理事は、それぞれ１個の議決権を有する。
4　理事は、理事会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。
（書面等による理事会）
第48条　会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。
2　前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。